

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 本山町地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、高知県及び本山町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、本山町地方創生移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に本山町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 本山町地方創生移住支援事業補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本山町以外の市区町村に転出した場合：半額

※移住支援金の申請日から1年以上本山町に居住した場合であって、移住支援金の申請日から5年以内に高知県内の市町村に転出する場合は、全額又は半額の返還を免除する場合があります。その場合は、転出前に転出届を提出するほか、現況報告書の届出が必要となります。

※また、就業先が行う一定期間の研修等で他の市区町村に転出する場合にも、返還を免除する場合があります。詳しくは、本山町まちづくり推進課にお問い合わせください。

申請者署名・印
